

浜松市青少年育成指導員要綱

(趣旨)

第1条 青少年の非行防止と健全育成を図るため、浜松市青少年育成センターに青少年育成指導員(以下、「育成指導員」という。)を置く。

(委嘱)

第2条 育成指導員は、地域青少年健全育成会、西遠地区高等学校生徒指導研究協議会、各種学校など青少年の指導、育成及び青少年問題に関係する機関、団体から推薦された者のうちから市長が委嘱する。

2 地域青少年健全育成会から推薦される育成指導員数は、原則4人とする。西遠地区高等学校生徒指導研究協議会、各種学校から推薦される育成指導員数は、学校ごとに原則1人とする。

(任期)

第3条 育成指導員の任期は、市長が委嘱した日から2年間とする。ただし、補欠育成指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解任)

第4条 市長は、育成指導員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解任することができる。

- (1) 職務の実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、その職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に定める場合のほか、その職務に必要な適格性を欠く場合

(職務)

第5条 育成指導員は、次に掲げる職務を遂行する。

- (1) 青少年育成指導員基本方針及び活動計画に基づき、青少年の育成指導及び社会環境浄化活動を実施する。
- (2) その他、青少年の健全育成のため必要な活動

(守秘義務)

第6条 職務の中で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(謝礼)

第7条 青少年の育成指導及び社会環境浄化活動に対し、予算の範囲内において、

育成指導員に謝礼を支給する。

(組織)

第8条 青少年の育成指導及び社会環境浄化活動に関する活動の円滑な推進と、育成指導員の相互連絡及び情報交換のため浜松市青少年育成指導員会議を設置する。

(表彰)

第9条 功績顕著な育成指導員には、別に定める規程により、感謝状を贈与する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前の浜松市青少年育成指導員要綱の規定により、教育長がした委嘱その他の行為は、改正後の浜松市青少年育成指導員要綱の規定に基づいて、平成23年5月31日までの間は、市長がした委嘱その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。